

令和6年度

第12回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年3月11日

湯沢市農業委員会

第12回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年3月11日(火)午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時38分

閉会 午後2時46分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
4番	川崎 秀悦	13番	加藤 エリ子
5番	水戸 義昭	14番	佐藤 栄子
6番	姉崎 与志弘	15番	高橋 郁夫
7番	佐藤 昇	16番	高橋 忠雄
8番	加藤 艶子	17番	宮原 正明
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

3番	伊藤 秀郎	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
----	-------	-----	----------------

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午後1時38分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第12号 第7回運営委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約通知
 - (2) 使用貸借契約合意解約通知

3 議 案

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第55号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
農業経営を行っている等の証明願について

議案第56号 贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き
特定貸付を行っていることの証明願について

議案第57号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後1時38分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は、17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>なお、本日欠席届を提出されている委員の方は、3番 伊藤 秀郎 委員、18番 高橋 敬悦 委員 であります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、7番 佐藤 昇 委員、8番 加藤 艶子 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案7件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(新山事務局長、挙手)</p> <p>新山事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、報告第12号 第7回運営委員会の報告をお願いします。</p>

議長	<p>(9番 由利 幸悦 委員、挙手)</p> <p>9番 由利 幸悦 委員。</p>
議長	<p>(第7回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第12号 第7回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから4ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は31件で、面積は128,846㎡であります。解約事由は、契約内容を変更するためが1件、第三者へ所有権移転するためが1件、借人の都合によるものが13件、第三者へ利用権設定するためが7件、貸人の都合によるものが5件、所有者の都合によるものが4件であります。2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は108㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが1件であります。報告は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年3月11日提出。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。3条使用貸借権設定は2件で、面積は</p>

	<p>36,823.11㎡であります。申請事由は、申請番号 第7号は経営縮小のため、第8号は経営移譲のためであります。</p> <p>議案書7ページから8ページをご覧ください。3条賃貸借権設定は6件で、面積は19,121㎡であります。申請事由は、申請番号 第20号、22号、23号、24号、25号は経営縮小のため、第21号は農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に、議案書9ページから10ページをご覧ください。3条所有権移転は7件で、面積は12,957㎡であります。申請事由は、申請番号 第73号、74号、75号、77号、79号は経営縮小のため、第76号は相手方の要望のため、第78号は相続財産の処分のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第51号「農地法3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第52号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第52号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和7年3月11日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書12ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第745号、746号 は、1番 福嶋 富子 委員 に関する案件、整理番号 第747号 は、2番 佐々木 昇 委員 に関する案件、議案書13ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第748号 は、5番 水戸 義昭</p>

委員 に関する案件、議案書13ページから14ページの 利用権設定 整理番号 第749号、750号、751号、752号、753号、754号、議案書30ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第55号 及び 議案書35ページから36ページの 経営基盤強化促進法 利用権移転 整理番号 第54号、55号、56号、57号 は、9番 由利 幸悦 委員 に関する案件、議案書14ページから15ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第755号、756号 は、12番 杓澤 弥 委員 に関する案件、議案書30ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第56号 は、15番 高橋 郁夫 委員 に関する案件、議案書15ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第757号、758号 は、17番 宮原 正明 委員 に関する案件、議案書31ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第57号 は、私、19番 高橋 に関する案件となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第745号、746号 を審議しますので、1番 福嶋 富子 委員 の退席をお願いいたします。

(1番 福嶋 富子 委員、退席) (午後1時50分)

議長 事務局より説明をお願いします。

議長 (高山班長、挙手)
高山班長。

高山班長 議案書12ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号第745号、746号は、賃貸借権の新規設定で、面積は6,425㎡であります。申請事由は、2件とも経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

議長 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第745号、746号 を計画のとおり決定することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(1番 福嶋 富子 委員、着席) (午後1時51分)</p>
議 長	<p>次に、経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第747号 を審議しますので、2番 佐々木 昇 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(2番 佐々木 昇 委員、退席) (午後1時52分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書12ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第747号 は、賃貸借権の新規設定で、面積は2,735㎡であります。申請事由は、農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第747号 を計画のとおり決定することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 佐々木 昇 委員、着席) (午後1時53分)</p>
議 長	<p>次に、議案書13ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第748号 を審議しますので、5番 水戸 義昭 委員の退席をお願いいたします。</p>

	(5番 水戸 義昭 委員、退席) (午後1時53分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書13ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第748号 は、賃貸借権の新規設定で、面積は9,948㎡であります。申請事由は、経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定 整理番号 第748号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(5番 水戸 義昭 委員、着席) (午後1時54分)
議長	次に、議案書13ページから14ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第749号 から 754号、議案書30ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第55号、及び 議案書35ページから36ページの 経営基盤強化促進法 利用権移転 整理番号 第54号 から 57号 を審議しますので、9番 由利 幸悦 委員の退席をお願いいたします。
	(9番 由利 幸悦 委員、退席) (午後1時55分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。

議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書14ページから15ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第755号、756号 は、賃貸借権の再設定が2件で、面積は3,595㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。利用権設定 整理番号 第755号、756号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後2時00分)
議長	次に、議案書30ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第56号を審議しますので、15番 高橋 郁夫 委員の退席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後2時01分)
議長	事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書30ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転 申請番号 第56号 は、面積が30㎡で、申請事由は、農業廃止のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第56号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。 (15番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 2 時02分)
議 長	次に、議案書15ページの 経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第757号、758号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員の退席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、退席) (午後 2 時02分)
議 長	事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書15ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第757号、758号 は、賃貸借権の再設定が2件で、面積は9,284㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第757号、758号 を計画のとおり決定することといたします。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(17番 宮原 正明 委員、着席) (午後 2 時03分)</p>
議 長	<p>次に、議案書31ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第57号 は、私、19番 高橋の案件となります。</p> <p>審議に先立ち、ここで、議長の交代を行うこととなりますが、本日は、高橋会長職務代理者が欠席でありますので、委員改選後の初総会時と同様に、『議長の職務を行う者がいないときは、年長の者が臨時に議長の職務を行う』という地方自治法第107条の規定に倣いまして、16番 高橋 忠雄 委員 に議長をお願いしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後 2 時04分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。 (午後 2 時04分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>それでは、議案書31ページの 経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第57号を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午後 2 時05分)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書31ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第57号は、面積が11,459㎡で、申請事由は、経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長(高橋忠雄委員)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p>

	(質問なしの声あり)
議長(高橋忠雄委員)	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長(高橋忠雄委員)	全員挙手。経営基盤強化促進法 所有権移転 整理番号 第57号 を計画のとおり決定することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午後2時06分)
議長(高橋忠雄委員)	ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。 (午後2時06分)
議長	休憩前に引き続き、議事を再開いたします。 (午後2時07分)
議長	次に、議案第52号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長
高山班長	議案書15ページから29ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が51件で、面積は215,529㎡であります。新規の設定が40件、再設定が11件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権が4件で、面積は7,307㎡であります。新規の設定が1件、再設定が3件であります。 議案書30ページから34ページをご覧ください。議事参与制限以外の経営基盤強化促進法 所有権移転は14件で、面積は92,421㎡であります。申請事由は、整理番号 第41号、53号は農業廃止のため、第42号、54号は小作地解放のため、第43号から52号まではすべて経営縮小のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。 議案書36ページから38ページをご覧ください。議事参与制限以外の経営強化基盤促進法 利用権移転は10件で、面積は79,757㎡であります。申請事由は、利用権移転 整理番号 第44号、53号は経営縮小のため、第45号から52号まですべて経営移譲のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第52号 議事参与制限以外の案件について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第53号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第53号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年3月11日提出。説明は以上です。</p>
議長	<p>ここで、議案書43ページの農地中間管理事業(移転)促進計画(移転)整理番号 第60号 は、9番 由利 幸悦 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、農地中間管理事業(移転)、促進計画(移転)整理番号 第60号 を審議しますので、9番 由利 幸悦 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(9番 由利 幸悦 委員、退席) (午後2時11分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書43ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)、促進計画(移転)整理番号 第60号の促進計画案は、使用貸借権の移転で、面積は6,116</p>

	<p>m²であります。移転事由は、移転する者は経営移譲のため、移転を受ける者は経営を主宰のためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和7年4月25日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案書43ページの促進計画(移転)整理番号 第60号 について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。</p> <p>退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(9番 由利 幸悦 委員、着席) (午後2時12分)</p>
議 長	<p>次に、議案第53号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書40ページから42ページをご覧ください。議事参与制限以外の促進計画案について、農地中間管理事業の促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権が7件で、面積は70,802.85m²、新規の設定が7件であります。使用貸借権が1件で、面積は4,416m²、新規の設定が1件であります。促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が2件、使用貸借権の新規設定が1件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>議案書43ページから44ページをご覧ください。議事参与制限以外の農地中間管理事業(移転)の促進計画案は、賃貸借権の移転が2件で、面積は75,912m²であります。移転事由は、2件とも移転する者は経営移譲のため、移転を受ける者は経営を主宰するためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。</p> <p>県の公告は令和7年4月25日となっております。説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎委員。
4 番	整理番号第766号について、基盤整備事業との関係で、なぜこのような手続きが必要なのか教えてください。
議 長	暫時休憩します。(午後2時14分)
議 長	再開します。(午後2時22分)
議 長	他にご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第53号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長
高山班長	議案第54号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年3月11日提出。 5条 賃貸借権設定 申請番号第6号について説明させていただきます。議案書46ページ、議案付属資料16ページから31ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■m ² であります。 申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利(原石)を採取するための一時転用であります。

申請地は、市立山田中学校から [] km、市立湯沢西小学校から [] km に位置しており、東側及び西側は水路、南側及び北側は田に隣接しており、農地区分は農用区域内農地であります。

事業計画は、深さ [] m、 [] m²を掘削し、陸砂利 [] m³を採取するものです。

事業費は、用地借上経費 [] 円、造成・整地費 [] 円、施設・建物建設経費 [] 円、測量・登記経費 [] 円、搬入費等諸経費 [] 円、合計 [] 円で、資金計画は全額自己資金となっております。残高証明書で確認しております。

被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

この他、市建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地については、耕作者からの一時転用の同意と、一部で農地中間管理事業を利用しており秋田県農業公社からの一時転用の同意を得ております。

参考として、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け【指令湯農委-[]】及び、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け【指令湯農委-[]】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用については、事業開始3ヶ月後の状況報告書が提出されており、令和 [] 年 [] 月 [] 日付け【指令湯農委-[]】で、すでに許可している陸砂利採取のための一時転用についても、特に問題なく事業が進んでいることを申請人より確認しております。

許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。説明は以上です。

議長

ここで、現地確認結果について、15番 高橋 郁夫 委員 から報告願います。

(15番 高橋 郁夫 委員、挙手)

議長

15番 高橋 郁夫 委員。

15番

議案第54号の現地確認について報告いたします。

2月27日、14番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。

現地確認時、雪のため、5条賃貸借権設定 申請番号第6号 の申請土地周辺の詳しい状況を確認することができませんでしたが、降雪前の11月27日の現地確認において、委員2名と事務局2名で現地周辺の状況を確認し

	<p>ており、その際に撮影された写真や航空写真等の資料と、申請書類、現地の状況とを照らし合わせて確認した結果、事前着工はないものと判断し、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第54号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(4番 川崎 秀悦 委員、挙手)</p>
4 番	<p>4番 川崎委員。</p>
議 長	<p>耕作者の同意は必須としているか。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p>
高山班長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>はい、耕作者からの同意書の添付は必須としております。</p>
議 長	<p>他にご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第54号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第54号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>次に議案第55号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p>
高山班長	<p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第55号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経</p>

営を行っている等の証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き農業経営を行っている等の証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和7年3月11日提出。

この証明については、農地を生前一括贈与し納税猶予の適用を受けている期間中は、贈与税の申告期限から3年目ごとに、税務署に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出に必要な証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。

議案書48ページをご覧ください。件数は5件で、すべて引き続き農業経営を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしております。なお、平成15年以降の対象者で、贈与税の納税猶予制度でなく相続時精算課税制度を選択した方は、区分のところが取得税のみとなっております。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

議長

質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。議案第55号について、引き続き農業経営を行っていることの証明をすることに決定いたします。

次に、議案第56号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。

(高山班長、挙手)

議長

高山班長

高山班長

議案第56号「贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願について」贈与税等の納税猶予の継続届出書に関する引き続き特定貸付を行っていることの証明願を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和7年3月11日提出。

議案書50ページをご覧ください。件数は2件であります。この証明は、生前一括贈与を受けた農地の一部又は全てを特定貸付、一定の要件を満たす納税猶予を受けている後継者が、農地中間管理事業等により貸付をした場合には、納税猶予の適用が継続されるもので、この特定貸付をした方が、

	<p>贈与税・不動産取得税の納税猶予の特例を引き続き受けるため、3年ごとに納税猶予の継続届出を行うために必要な証明であります。この2件は、引き続き特定貸付を行っており、納税猶予の特例を受けるためのすべての要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第56号について、引き続き特定貸付を行っていることの証明をすることに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第57号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長</p>
議 長	<p>議案第57号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に係る最適化活動の目標の設定等について、同意を求める。令和7年3月11日提出。</p> <p>(議案書52ページから54ページまでの令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明)</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。(午後2時41分)</p>
議 長	<p>再開します。(午後2時45分)</p>
議 長	<p>何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。令和7年度最適化活動の目標設定等について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第57号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」は同意することといたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時46分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和7年3月11日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 7番 佐藤昇 

署名委員 8番 加藤艶子 